

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者と契約交渉を行い、交渉の結果、契約条件に合意した場合に採択案件として決定する。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、東京工業大学内に設置する「東京工業大学 工系3学院共通科目「科学技術者実践英語」審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、下記の評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果にその項目の重要度に応じた重みを掛けた点数の合計を当該提案者の得点とする。

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。（採点結果×1倍）
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。（採点結果×2倍）
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための専門性及びノウハウを有していること。（採点結果×1倍）
- ④ 事業を遂行するために必要な外国人講師派遣の実績を有していること。（採点結果×1倍）

2 事業内容に関する評価

- ① 科学技術の素養を有するネイティブレベルの講師の派遣であること。（採点結果×3倍）
- ② 講義各回の目的と内容が明確かつ適切に設定されていること。（採点結果×3倍）
- ③ 受講学生のレベルに応じた、難易度の異なる講義の実施であること。（採点結果×3倍）
- ④ プレゼンテーションの準備から発表本番に至るまでに必要となるスキルが網羅されていること。（採点結果×3倍）
- ⑤ 科学技術分野（工学分野）に特化した内容となっていること。（採点結果×3倍）
- ⑥ 受講学生の満足度分析や派遣講師の評価の実施が可能であること。（採点結果×2倍）
- ⑦ 提案内容に対して、妥当な価格設定となっていること。（採点結果×2倍）
- ⑧ ビデオなどの映像情報機器を有効活用していること。（採点結果×1倍）
- ⑨ 受講学生全員の発言機会を十分にとり、積極性を高める配慮がなされていること。（採点結果×2倍）
- ⑩ 留学生など英語能力が比較的高い学生に対しても有益な講義となるよう考慮されていること。（採点結果×2倍）

- ⑪ 講義の中で効率的にスキルが身につくよう、課題が適切に設定されていること。
(採点結果×2倍)
- ⑫ 点数による評価のみでなく、個々の受講学生へのアドバイスなどフィードバックがあること。(採点結果×2倍)
- ⑬ 成績評価基準が明確かつ講義目的に沿ったものとなっていること。(採点結果×2倍)

3 その他加点に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 (採点結果×1倍)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月2日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について（http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html）

[評価基準]

1 評価項目1及び2に係る評価基準

以下の5段階により評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2 評価項目3に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○ 女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定＝0.5点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1点

○ 上記に該当する認定等を有しない＝0点